

2024年8月14日

吸収分割に係る事前備置書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)
(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都港区港南二丁目15番3号
NEC キャピタルソリューション株式会社
代表取締役社長 菅沼 正明

東京都港区港南二丁目15番3号
NCS アールイーキャピタル株式会社
代表取締役 新井 貴

NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である NCS アールイーキャピタル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年7月31日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、分割会社の不動産関連事業のうち、不動産リース事業及びヘルスケア分野におけるウェアハウジング事業、並びに再生可能エネルギー関連事業のうち発電事業及び発電事業に対する出資事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。本分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

承継会社は、吸収分割契約に従い、承継する権利義務に代わる対価として、株式400株を発行し、分割会社に交付します。上記の対価は、分割会社は承継会社の発行済株式全部を保有しているところ、両社において、承継する権利義務の吸収分割契約締結時点での価値及び承継会社の今後の資本政策等を考慮し協議の上、決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(2) 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、次のと

おります。

資本金：	40,000,000 円
資本準備金：	0 円
その他資本剰余金：	0 円
利益準備金：	0 円

上記の額は、両社において、承継する権利義務の吸収分割契約締結時点での価値及び承継会社の今後の資本政策等を考慮し協議の上、決定したものであり、相当であると判断いたしました。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://www.necap.co.jp/ir/library/securities.html>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項

(1) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務については、次のとおり履行の見込みがあるものと判断しております。

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,059,608百万円及び955,686百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本分割により、分割会社が承継会社に対して承継させる資産及び負債の見込み額は、それぞれ60,409百万円及び56,214百万円であることから、本分割後の分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本分割の効力発生日までに分割会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、分割会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の2024年7月26日現在（設立時）の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ10百万円、0円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記(1)のとおり、本分割により、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の見込み額は、それぞれ60,409百万円及び56,214百万円であることから、本分割後の承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されていません。

したがって、本分割の効力発生日以後においても、承継会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

別紙 1



吸収分割契約

NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「甲」という。）及び NCS アールイーキャピタル株式会社（以下「乙」という。）は、2024 年 7 月 31 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり合意し、本吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

本契約に従って、甲は、吸収分割の方法により、甲の不動産関連事業のうち、不動産リース事業及びヘルスケア分野におけるウェアハウジング事業、並びに再生可能エネルギー関連事業のうち発電事業及び発電事業に対する出資事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 3 条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：NEC キャピタルソリューション株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：NCS アールイーキャピタル株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 本吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項の規定に基づき、乙が承継する債務については、すべて乙が甲から重畳的に承継する。
3. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、甲の負担とする。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本承継対象権利義務の対価として、乙の普通株式 400 株を交付するものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本効力発生日における本事業の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	40,000,000 円
(2) 資本準備金	0 円
(3) その他資本剰余金	0 円
(4) 利益準備金	0 円

第7条（事業遂行）

甲は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、本事業に係る事業の遂行及び財産の管理を行い、また乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、自らの事業を遂行し、自らの財産を管理するものとする。

第8条（簡易分割・略式分割）

1. 本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める甲の株主総会の承認を得ることなく行う。
2. 本吸収分割は、会社法796条第1項第本文に基づき、本契約につき会社法第795条第1項に定める乙の株主総会の承認を得ることなく行う。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（本吸収分割の条件の変更又は本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、本承継対象権利義務又は甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他本契約の内容を変更又は解除する必要が生じた場合には、甲及び乙は協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約の条項中疑義の生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

（以下、本頁余白）

2024年7月31日

甲：

東京都港区港南二丁目15番3号

NEC キャピタルソリューション株式会社

代表取締役社長 菅沼 正明



乙：

東京都港区港南二丁目15番3号

NCS アールイーキャピタル株式会社

代表取締役 新井 貴



別紙 承継対象権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲より承継する本事業に関する資産、負債、その他の権利義務等は次のとおりとする。

なお、乙が甲より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、2024年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属するリース投資資産、販売用不動産その他の流動資産。ただし、甲乙の協議により承継することが適切ではないと合意されたものは除く。

(2) 固定資産

本事業に属する賃貸資産、その他営業資産、投資有価証券、長期前払費用その他の固定資産。ただし、甲乙の協議により承継することが適切ではないと合意されたものは除く。

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する債権流動化に伴う支払債務その他の流動負債。ただし、甲乙の協議により承継することが適切ではないと合意されたものは除く。

(2) 固定負債

本事業に属する長期借入金、預り保証金、資産除去債務その他の固定負債。ただし、甲乙の協議により承継することが適切ではないと合意されたものは除く。

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本事業に属する契約の甲の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、当該契約の承継先が適格機関投資家であることを要する契約、及び甲乙の協議により承継することが適切ではないと合意されたものは除く。

4. 雇用契約

本事業に従事する従業員と甲との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく権利義務の一切は承継されない。

5. 許認可

本事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

貸借対照表

2024年7月26日時点

会社名：NCS アールイーキャピタル株式会社

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000 円	資本金	10,000,000 円
合計	10,000,000 円	合計	10,000,000 円